

国民年金だより

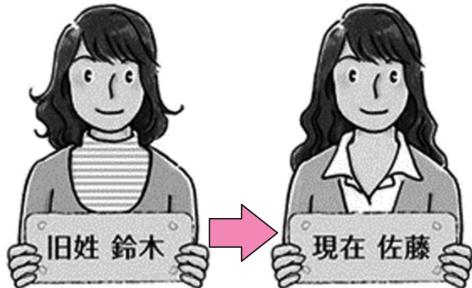
年金のことご不明な点はお問い合わせください。

町民生活課（☎42-2633）

あなたの年金記録に「旧姓」の記録はありますか？

現在、結婚されている方で、結婚される前の姓での年金記録は正確に記録されていますか？その当時、会社や会社が経営する工場などで働いていた場合は旧姓で厚生年金に加入していた可能性があります。

その会社が現在では廃業、倒産していても厚生年金の加入記録は年金機構に記録されています。疑問のある方は、函館年金事務所による年金相談（次回は8月22日です。）や役場町民生活課年金担当に相談してください。



令和元年度 国民年金保険料の納付をお忘れなく

○定額保険料 → 月額16,410円

郵便局、各金融機関およびコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

1年分をまとめて納付する場合や口座振替により納付する場合は保険料の割引がありますのでお問い合わせください。

お得です！付加保険料 手続きは町民生活課または各支所で

付加保険料（月額400円）を納付すると老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金が支給されます。付加年金は（200円×付加保険料納付月数）で算出され、物価スライドはありません。

（例）付加保険料を10年間納めると

10年間に支払う保険料 400円×120月=48,000円

受給できる付加年金（年額） 200円×120月=24,000円

※上記のとおり2年で納めた保険料の元がとれることになります。

年金の受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮されました

※従来は25年以上の受給資格期間が必要でしたが、平成29年8月1日から10年以上に短縮されました。

保険料の納付、免除期間などを合わせて決められた受給資格期間を得ることができなければ、老齢基礎年金を受け取ることはできませんので注意してください。

老齢基礎年金は、保険料の納付済の期間が40年あって始めて満額支給されます。

40年間保険料を納め続けて、65歳から年額780,100円（令和元年度4月からの額）の基礎年金が受けられます。

また、未納が多いと「遺族基礎年金」、「障害基礎年金」など、もしもの時の年金が受けられないことがありますので注意しましょう。